

# 2本立てでセミナーを開催します！

新元号を迎え、時代の変革はより早まります。一気に働き方改革と業務改善が進むのではないのでしょうか。年度初めにあたり、時流に適した旬な情報をご紹介します。ぜひ、この機会にお申込みください。

1人採用で60万円。最大10人で600万円支給される…

## ● “令和元年” 今年度目玉の助成金情報

なんと、節税と社会保険料削減が同時に実現できる…

## ● “加入者急増” 選択制 確定拠出年金の魅力

日時

令和元年6月13日(木)

15:00~17:00

(受付: 14:30~)

会場

コンカード横浜2F(TKPガーデンシティ横浜)

横浜市神奈川区金港町3-1

(横浜駅 きた東口A 徒歩4分)

### 助成金セミナーの主な内容

- ・働き方改革で新設された令和元年の助成金情報
- ・1人採用で60万円。最大10人に600万円の制度は？
- ・毎年、助成金が受給できる会社にするには？
- ・多額の採用費用を助成金でカバーしたい

### 確定拠出年金セミナーの主な内容

- ・合法的に節税と社会保険料削減するには？
- ・公的年金の減少をカバーするには？
- ・メリット満載の退職金積立制度とは？
- ・採用、定着につながる福利厚生とは？

参加費

3,000円(税込み) 当日お持ちください

(定員: 20名)

### 講師

第1部

#### “令和元年” 今年度注目の助成金情報

“わかりやすさに定評がある”

須田労務マネジメント事務所

社会保険労務士 渡辺 千代子



第2部

#### “加入者急増” 選択制 確定拠出年金の魅力

“選択制確定拠出年金のスペシャリスト”

社会保険労務士法人 総合経営サービス

代表社員/社会保険労務士 平井 俊輔 氏



※どちらか一つだけでも受講できます。(2,000円 税込み)

お申込みはFAXでお願いします ⇒

045-440-4888

貴社名			
ご住所	〒		
参加者名			

いずれかに○印をお願いします

- ・両方参加
- ・1部のみ参加
- ・2部のみ参加

本セミナー  
お問合せ

株式会社 人財経営センター  
須田労務マネジメント事務所

横浜市神奈川区金港町6-14ステートビル横浜6F

TEL: 045-440-4777

<https://jinzai-info.com>

# 確定拠出年金制度についてよくある質問

## Q1. 確定拠出年金（通称：401K）とは、どのような制度か？

確定拠出年金は企業年金のひとつで、将来の給付額を保証する「確定給付年金」と異なり、現在の掛金だけを決め、将来の給付額は個人の運用成績によって変わるという年金制度です。

超少子高齢化時代を迎え、公的年金（国民年金・厚生年金）の給付額の減少を補い、自助努力で老後の資産形成を図るために、国では確定拠出年金に税制上のメリットをたくさん付与して、利用の拡大に努めています。

確定拠出年金は、個人が掛金を拠出する「個人型」と企業が掛金を拠出する「企業型」の2つの種類があります。「企業型」は主に退職金制度として使われています。個人型は通称「iDeCo（イデコ）」と呼ばれ、個人で老後の資産形成を行う年金制度です。「企業型」を導入する場合は、厚生労働省の認可が必要になりますので、手続きに概ね6か月かかります。

掛金の上限は、個人型は原則月額23,000円、企業型は月額55,000円になります。

## Q2. 選択制・確定拠出年金の仕組みはどうなっているか？

選択制・確定拠出年金は、給与の一部を毎月掛金として拠出し、会社が準備した金融商品の中から本人が選んで運用します。（掛金は、一般的に生涯設計手当という名称で給与明細に計上します）。60歳以降に運用成果に応じて受け取れます。運用に自信のない人はリスクをとる必要はありません。元本割れのない定期預金などで運用すればリスクもなく、Q4で説明する節税と社会保険料削減のメリットを享受することができます。



## Q3. 選択制・確定拠出年金の「選択制」とは、どういう意味か？

「選択制」とは、まず会社が従業員に掛金を拠出するかしないかを選択することができます。掛金を拠出する場合は退職金制度の一つになり、会社が拠出しないで従業員だけが拠出する場合は、従業員本人の資産形成のための福利厚生制度になります。

従業員も給与の一部を確定拠出年金に拠出するか、それとも今までどおり給与でもらうかを選択できます。掛金は会社と従業員を合計して月額55,000円の範囲内で決めることができます。上述のQ2は、会社は掛金を拠出しないで従業員だけが給与の一部を拠出する福利厚生型です。

## Q4. 選択制確定拠出年金は、なぜ節税と社会保険料削減になるのか？

加入前は左図のように給与総額から税金・社会保険料が控除された残りが手取り収入になります。選択制確定拠出年金に加入すると、まず給与総額から掛金が控除され、残りの給与に対して税金と社会保険料がかかります。従業員は節税と社会保険料削減に、会社は会社負担の保険料が軽減されます。

